

岐阜県揖斐総合庁舎広告取扱基準

(趣旨)

- 1 この基準は、岐阜県揖斐総合庁舎広告掲出要綱（以下「要綱」という。）第4条第3項の規定に基づき、広告の内容に係る基準を定めるものとする。

(広告の内容に係る基準)

- 2 要綱第4条第2項各号（第7号及び第8号を除く。）に掲げる内容に係る基準は、次のとおりとする。

(1) 要綱第4条第2項第1号に掲げる内容

法令、条例、規則、通達等（以下「法令等」という。）に違反するもの又は法令等に照らして不適切な内容を含むもの。例えば、次のようなものをいう。

- ア 法令等により製造、販売、提供等をすることが禁止されている商品又はサービス（以下「商品等」という。）を提供するもの
- イ 法令等に基づく許可等を受けていない商品等を提供するもの
- ウ その他粗悪品等広告掲出が適当でないと認められる商品等の提供に係るもの

(2) 要綱第4条第2項第2号に掲げる内容

公序良俗に反しているもの又は青少年の健全な育成を阻害するもの。例えば、次のようなものをいう。

- ア 麻薬、覚醒剤その他の薬物の乱用、暴力、とばく、売春等の行為を肯定し、又は美化したもの
- イ 醜悪、残虐又は猟奇的なもの
- ウ 裸体又は水着姿等性的感情を刺激するもので広告に表示する必然性のないもの
- エ その他社会的秩序を乱すおそれがあるもの

(3) 要綱第4条第2項第3号に掲げる内容

基本的人権や他の者の権利等を侵害するもの。例えば、次のようなものをいう。

- ア 人種、性別、心身の障がい等に関する差別的な内容を含むもの
- イ 他の者をひぼうし、又は中傷するもの
- ウ 他の者の名誉を毀損し、プライバシーを侵害し、信用を害し、又は業務を妨害するもの
- エ 他の者の氏名若しくは名称、写真、談話又は商標、著作権その他の財産権を無断で使用しているもの

(4) 要綱第4条第2項第4号に掲げる内容

政治性や宗教性のあるもの。例えば、次のようなものをいう。

- ア 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- イ 政治団体の政治活動（選挙運動）に係るもの
- ウ 宗教団体の布教活動に係るもの

(5) 要綱第4条第2項第5号に掲げる内容

虚偽であるもの又は誤認されるおそれのあるもの。例えば、次のようなものをいう。

ア 出典を明示しないで統計、文献、専門用語等を引用することにより、当該広告に係る商品等が実際よりも優位又は有利であるかのように表現しているもの

イ 取引に関する条件等について、実際よりも優位又は有利であるかのように表現しているもの

ウ 誇大な表現を含むもの

例：「日本一」、「一番安い」等（掲出に際しては根拠となる資料を要する。）

エ 投資信託等に係るものであって、元本等が保証されているように表現しているもの又はそのように誤認させるもの

オ 他人名義で行っているもの

（６）要綱第４条第２項第６号に掲げる内容

内容又は責任の所在が不明確なもの。例えば、次のようなものをいう。

ア 広告主の氏名又は名称、所在地、連絡先等当該広告に係る責任の所在を明確にするための事項が明示されていないもの

イ 広告であることが不明確であるもの

ウ 代理店の募集、会員の募集、副業、内職等に係るものであって、その目的、内容等が不明確であるもの

エ 通信販売に係るものであって、連絡先並びに当該広告に係る商品等の名称、内容、価格、数量、送料、引渡し及び返品条件、支払方法等が不明確であるもの

オ 通信教育、講習会若しくは塾に係るもの又は学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に規定する学校に類似する名称を用いたものであって、その実態、内容等が不明確であるもの

（７）要綱第４条第２項第９号に掲げる内容

比較広告。例えば、次のようなものをいう。

ア 自己の供給する商品等について、これと競争関係にある特定の商品等を比較対象商品等として明示し、又は暗示するもの

イ 二重価格表示があるもの

（８）要綱第４条第２項第１０号に掲げる内容

良好な景観の形成又は風致の維持等を害するもの。例えば、次のようなものをいう。

ア 色又はデザイン等が景観と著しく違和感がある、意味が不明である等公衆に不快感を起こさせるもの

イ 自動車等運転者の誤解を招き、又は注意力を散漫にするおそれがある等、交通安全を阻害するおそれのあるもの

例：「４コマ漫画」、「絵柄や文字等が過密である」等

（９）要綱第４条第２項第１１号に掲げる内容

その他広告掲出の対象とすることが適当でないもの。例えば、次のようなものをいう。

ア 県が広告主を支持し、又は当該広告に係る商品等を推奨し、若しくは保証しているかのような表現のもの（県が別に認証等を行っている商品等に係るものを除く。）

イ 県の品位を損なうようなもの

ウ 詐欺的なもの又はいわゆる不良商法とみなされるもの

エ 投機又は射幸心をあおるもの

例：「最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）」、「あなただけ」等

オ 非科学的なもの又は迷信に類するものであって、県民を惑わせ、又は不安にさせるおそれがあるもの

カ 謝罪、釈明等に関するもの

キ 世論が大きく分かれている事項に関するもの

ク 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第31条第1項の協定若しくは規約若しくはこれらに準ずる業界別の協定若しくは規約に違反するもの又はこれらに照らして不適切なもの

ケ 人事募集又は解雇広告に関するもの

コ たばこに関するもの

サ 私設私書箱及び電話代行サービス等に関するもの

シ 債権取立て、示談引受け等に関するもの

ス 通貨及び郵便切手の複写を使用したもの

セ 尋ね人、養子縁組等に関するもの

（掲出基準の適用）

- 3 前項に定める掲出基準の適用については、広告ごとに具体的に判断し、当該広告の全部又は一部について修正、削除等を行うことにより、広告を掲出することができると認められる場合は、広告主に修正、削除等を求めることができる。

附 則

この基準は、令和6年3月1日から施行する。